

## 第2章 違反被疑事件の審査及び処理

### 第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

#### 1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法に基づく権限を行使して審査を行い（同法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（同法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌している（同法第60条等）。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注1）。

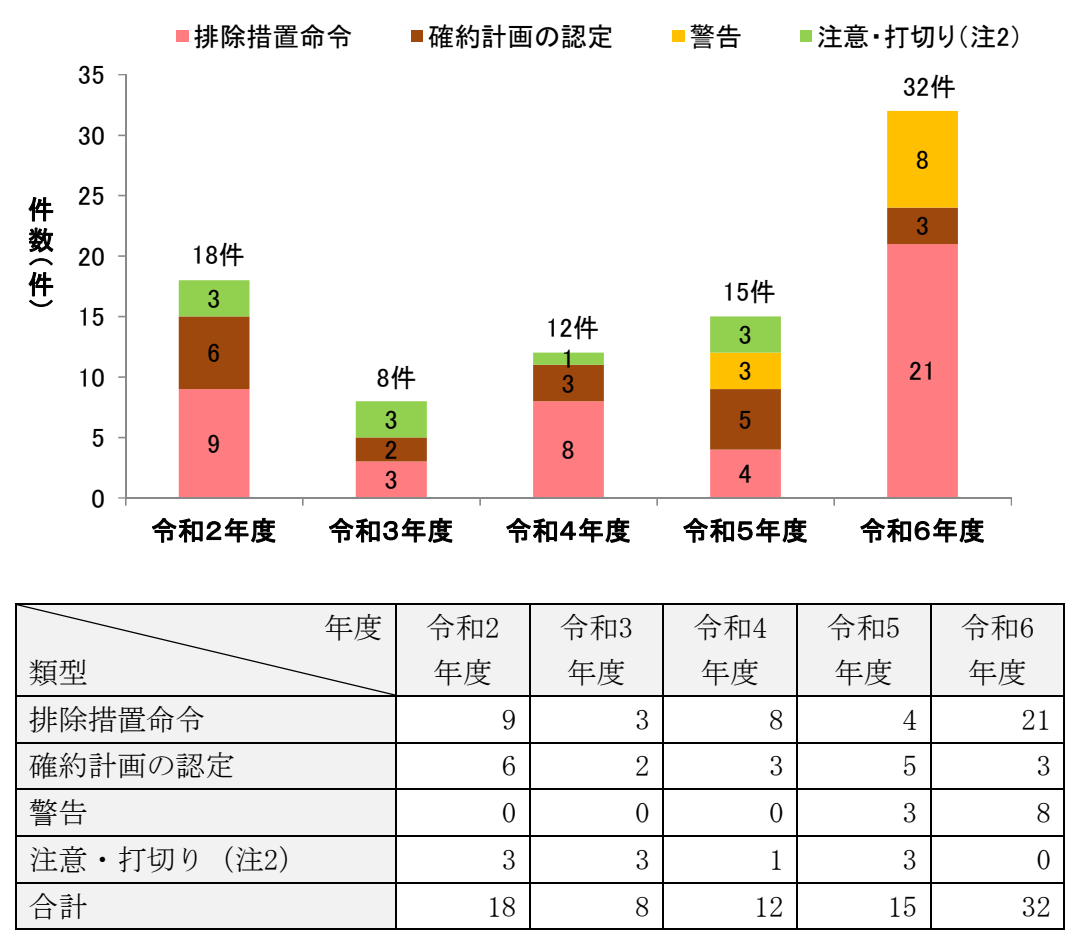
さらに、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（第1図参照）。

令和6年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1－2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの21件及び年度内に新規に着手したものの103件の合計124件であり、このうち年度内に処理した件数は105件であった。105件の内訳は、排除措置命令が21件、確約計画の認定が3件、警告が8件、注意が69件、審査を打ち切ったものが4件となっている（第1－1表参照）。

（注1）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注2) 事案の概要を公表したものに限る。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注3）を行ったものを除く。）

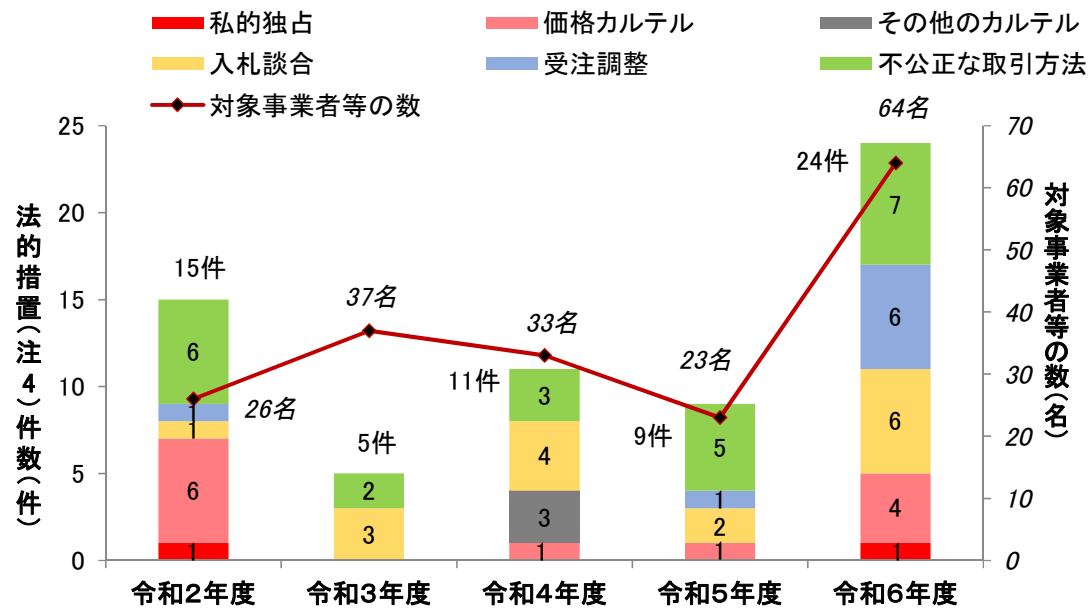
| 年 度               |                  |           | 令和2<br>年度 | 令和3<br>年度  | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 | 令和6<br>年度 |
|-------------------|------------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 審<br>査<br>件<br>数  | 前年度からの繰越し        |           | 18        | 10         | 13        | 17        | 21        |
|                   | 年度内新規着手          |           | 83        | 103        | 103       | 135       | 103       |
|                   | 合 計              |           | 101       | 113        | 116       | 152       | 124       |
| 処<br>理<br>件<br>数  | 法<br>的<br>措<br>置 | 排除措置命令    | 9         | 3          | 8         | 4         | 21        |
|                   |                  | 対象事業者等の数  | 20        | 34         | 29        | 18        | 61        |
|                   |                  | 確約計画の認定   | 6         | 2          | 3         | 5         | 3         |
|                   |                  | 対象事業者の数   | 6         | 3          | 4         | 5         | 3         |
|                   | そ<br>の<br>他      | 終 了（違反認定） | 0         | 0          | 0         | 0         | 0         |
|                   |                  | 警 告       | 0         | 0          | 0         | 3         | 8         |
|                   |                  | 注 意       | 73        | 92         | 83        | 94        | 69        |
|                   |                  | 打 切 り     | 3         | 3          | 5         | 25        | 4         |
|                   |                  | 小 計       | 76        | 95         | 88        | 122       | 81        |
|                   |                  | 合 計       |           | 91         | 100       | 99        | 131       |
| 次年度への繰越し          |                  | 10        | 13        | 17         | 21        | 19        |           |
| 付 課<br>命 徴<br>金 納 | 対象事業者数           | 4         | 31        | 21         | 16        | 33        |           |
|                   | 課徴金額（円）          | 43億2923万  | 21億8026万  | 1019億8909万 | 2億2340万   | 37億604万   |           |
| 告 発               |                  |           | 1         | 0          | 1         | 0         | 0         |

（注3） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

| 年 度                           | 令和2<br>年度 | 令和3<br>年度 | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 | 令和6<br>年度 |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 不当廉売事案における注意件数<br>（迅速処理によるもの） | 136       | 244       | 192       | 317       | 253       |

第2図 法的措置（注4）件数等の推移



| 年度           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 私的独占         | 1     | 0     | 0     | 0     | 1     |
| 価格カルテル       | 6     | 0     | 1     | 1     | 4     |
| その他のカルテル（注6） | 0     | 0     | 3     | 0     | 0     |
| 入札談合         | 1     | 3     | 4     | 2     | 6     |
| 受注調整         | 1     | 0     | 0     | 1     | 6     |
| 不公正な取引方法     | 6     | 2     | 3     | 5     | 7     |
| 合計           | 15    | 5     | 11    | 9     | 24    |

（注4）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注5）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注6）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

令和6年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占1件、価格カルテル5件、入札談合6件、受注調整6件、不公正な取引方法73件となっている（第2表参照）。法的措置は24件であり、この内訳は、私的独占1件、価格カルテル4件、入札談合6件、受注調整6件、不公正な取引方法7件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和6年度審査事件（行為類型別）一覧表

| 行為類型（注7）    |                | 処理 | 排除措置命令 | 確約計画の認定 | 終了（違反認定） | 警告 | 注意 | 打ち切り | 合計  |
|-------------|----------------|----|--------|---------|----------|----|----|------|-----|
| 私的独占        |                |    | 0      | 1       | 0        | 0  | 0  | 0    | 1   |
| 不当な取引制限     | 価格カルテル         |    | 4      | 0       | 0        | 0  | 1  | 0    | 5   |
|             | 入札談合           |    | 6      | 0       | 0        | 0  | 0  | 0    | 6   |
|             | 受注調整           |    | 6      | 0       | 0        | 0  | 0  | 0    | 6   |
|             | 小 計            |    | 16     | 0       | 0        | 0  | 1  | 0    | 17  |
| 不正な取引方法（注8） | 再販売価格の拘束       |    | 1      | 0       | 0        | 2  | 5  | 0    | 8   |
|             | その他の拘束・排除条件付取引 |    | 2      | 0       | 0        | 0  | 6  | 1    | 9   |
|             | 取引妨害           |    | 1      | 0       | 0        | 0  | 1  | 0    | 2   |
|             | 優越的地位の濫用       |    | 0      | 1       | 0        | 3  | 41 | 0    | 45  |
|             | 不当廉売           |    | 0      | 0       | 0        | 2  | 2  | 2    | 6   |
|             | その他            |    | 1      | 1       | 0        | 0  | 1  | 0    | 3   |
|             | 小 計            |    | 5      | 2       | 0        | 7  | 56 | 3    | 73  |
| その他（注9）     |                |    | 0      | 0       | 0        | 1  | 12 | 1    | 14  |
| 合 計         |                |    | 21     | 3       | 0        | 8  | 69 | 4    | 105 |

（注7）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注8）事業者団体が事業者には不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注9）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注10）件数（行為類型別）の推移

| 行為類型（注11） |                | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 合計 |
|-----------|----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 私的独占      |                |    | 1     | 0     | 0     | 0     | 1     | 2  |
| 不当な取引制限   | 価格カルテル         |    | 6     | 0     | 1     | 1     | 4     | 12 |
|           | その他のカルテル（注12）  |    | 0     | 0     | 3     | 0     | 0     | 3  |
|           | 入札談合           |    | 1     | 3     | 4     | 2     | 6     | 16 |
|           | 受注調整           |    | 1     | 0     | 0     | 1     | 6     | 8  |
|           | 小 計            |    | 8     | 3     | 8     | 4     | 16    | 39 |
| 不正な取引方法   | 再販売価格の拘束       |    | 0     | 0     | 1     | 0     | 1     | 2  |
|           | その他の拘束・排除条件付取引 |    | 3     | 1     | 1     | 3     | 2     | 10 |
|           | 取引妨害           |    | 0     | 1     | 1     | 0     | 1     | 3  |
|           | 優越的地位の濫用       |    | 3     | 0     | 0     | 2     | 1     | 6  |
|           | その他            |    | 0     | 0     | 0     | 0     | 2     | 2  |
|           | 小 計            |    | 6     | 2     | 3     | 5     | 7     | 23 |
| 合 計       |                |    | 15    | 5     | 11    | 9     | 24    | 64 |

（注10）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注11）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注12）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

## 2 課徴金納付命令等

### (1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和6年度においては、延べ33名に対し総額37億604万円の課徴金納付命令を行った。

第4表 課徴金額等の推移

| 年度<br>課徴金納付命令 | 令和2<br>年度 | 令和3<br>年度 | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 | 令和6<br>年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 課徴金額（億円）（注1）  | 43.2      | 21.8      | 1019.8    | 2.2       | 37.0      |
| 対象事業者数（名）     | 4         | 31        | 21        | 16        | 33        |

（注1）課徴金額については、千万円未満切捨て。

### (2) 課徴金減免制度の概要

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和6年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、109件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,682件）。

また、令和6年度においては、16事件延べ53名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注2）。このうち、13事件延べ29名の事業者調査協力減算制度を適用した。

（注2）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について

て、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.iftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

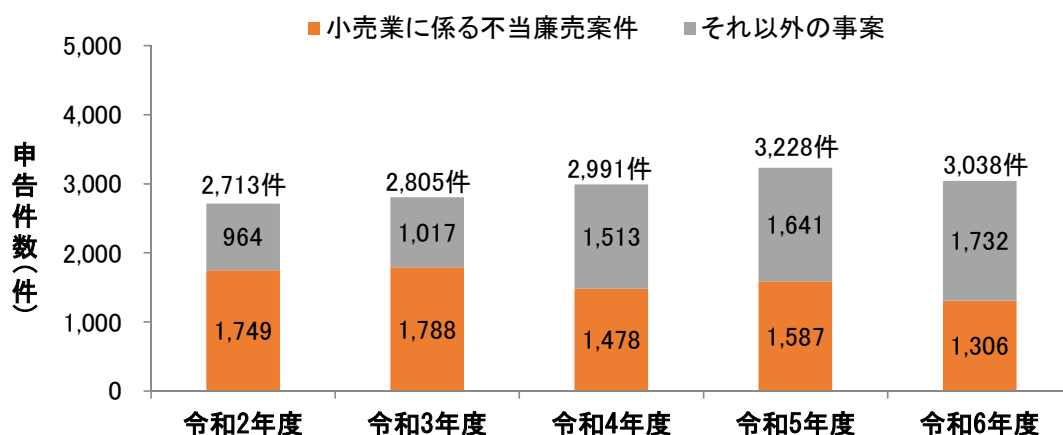
### 3 申告等

令和6年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,038件であった（第3図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（同法第45条第3項）、令和6年度においては、2,774件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和6年度においては、前記令和6年度の申告件数のうち同システムを利用した申告が1,475件であった。

さらに、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和6年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



#### 4 発注機関等への要請等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、発注機関等に要請等を行っている。令和6年度においては、以下のとおり要請等を行った。

- (1) 水産庁に対する要請（令和6年5月15日）（熊本県漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合に対する件。事件詳細については後記第2 **1** (1)及び(2)参照）

公正取引委員会は、水産庁に対し、独占禁止法や水産庁策定の「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」の遵守を全国の漁業協同組合等に対して改めて周知徹底するよう要請した。

- (2) 公益社団法人日本給食サービス協会に対する要請（令和6年5月22日）（名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件。事件詳細については後記第2 **1** (3)参照）

公益社団法人日本給食サービス協会の会員を含む違反事業者により独占禁止法違反行為が行われたことから、今後、同協会の会員事業者が同様の行為を行うことのないよう、同協会に対し、独占禁止法の遵守について会員事業者に周知徹底するよう要請した。

- (3) 青森市に対する申入れ等（令和6年5月30日）（青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件。事件詳細については後記第2 **1** (4)参照）

本件審査の過程において、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、青森市の対応として適切とはいえないものや、独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれがある行為が認められたことから、公正取引委員会は、青森市に対し、改善要請を行うとともに、当該行為と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

- (4) 一般社団法人日本旅行業協会に対する申入れ（令和6年5月30日）（青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件。事件詳細については後記第2 **1** (4)参照）

本件審査の過程において、一般社団法人日本旅行業協会の会員である違反事業者5社が、同協会東北支部青森県地区委員会の会合の際に、独占禁止法違反行為に係る行為を行っていた事実が認められた。

公正取引委員会は、一般社団法人日本旅行業協会に対し、同協会の会員によって同様の独占禁止法違反行為が行われることのないよう、①同協会の会員、役員及び事務局職員に対して、本件排除措置命令の内容を周知すること、②独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し周知徹底すること及び③独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

- (5) 金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会に対する要請等（令和6年10月31日）（損害保険会社らに対する件。事件詳細については後記第2 **1** (7)参照）

損害保険会社らによる独占禁止法違反行為の多くは、共同保険の組成過程において行われていたこと等を踏まえ、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、共同保険の組成・利用に関し、損害保険会社、損害保険代理店又は保険契約者において留意すべき独占禁止法上の考え方及び競争政策上の考え方等を取りまとめるとともに、独占禁止法遵守について、金融庁にあっては、損害保険会社等に対し、一般社団法人日本損害保険協会にあっては、会員に対し、それぞれ、周知徹底するよう要請した。

- (6) 一般社団法人全国動物薬品器材協会に対する要請（令和7年3月13日）（山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件。事件詳細については後記第2 **1** (10)参照）

本件審査の過程において、一般社団法人全国動物薬品器材協会の会員となっている山形県動物薬品器材協会の会員である違反事業者3社が、山形県動物薬品器材協会の会合という名目で独占禁止法違反行為に係る話合いを行っていた事実等が認められた。

公正取引委員会は、豚熱ワクチン及び動物用ワクチンを含む動物用医薬品の卸売業に関連する全国団体である一般社団法人全国動物薬品器材協会に対し、動物用医薬品の卸売業者によって本件と同様の独占禁止法違反行為が行われることを未然に防止する観点から、本件の概要及び独占禁止法の遵守について、会員である各都道府県の動物薬品器材協会を通じて、動物用医薬品の卸売業者に周知徹底するよう要請した。

- (7) 公益社団法人立体駐車場工業会に対する要請（令和7年3月24日）（機械式駐車装置メーカーらに対する件。事件詳細については後記第2 **1** (11)参照）

本件審査の過程において、違反事業者のうち複数の会社の営業担当者が、公益社団法人立体駐車場工業会の広報委員会の委員を務めることで他社の営業担当者と関係を築き、互いに連絡を取り合うなどして、違反行為に関与していた事実が認められた。

公正取引委員会は、今後、公益社団法人立体駐車場工業会の会員が営む機械式駐車装置に関する事業において、独占禁止法違反行為が行われることがないように、同工業会に対し、独占禁止法の遵守について会員事業者に周知徹底するとともに、同工業会の広報委員会等の組織において会員各社の営業担当者が構成員になることなどによって、これらの者の間で営業情報について連絡を取りやすい関係が生じ得ることにも留意して、組織運営において適切に対応するよう要請した。

## **5** 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和6年

度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。令和6年度においては、苦情の申立てはなかった。

## 6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を運用している。

当該物件の還付を希望する事業者は、同規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

令和6年度においては、判別手続の求めはなかった。

第5－1表 令和6年度法的措置（排除措置命令）一覧表

| 一連<br>番号 | 事件<br>番号      | 件 名               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 課徴金の総額<br>(最高額～最低額) | 法的措置<br>対象事業者<br>の数（注） | 違反法条          | 排除措置<br>命令年月日 |
|----------|---------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------|---------------|---------------|
| 1        | 6<br>(措)<br>4 | 熊本県漁業協同組合連合会に対する件 | <p>熊本県漁業協同組合連合会（以下「熊本県漁連」という。）は、</p> <p>(1) 次の行為を行うことにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協管内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、「製品については全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します。」という規定を含む「誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に提出することを要請している。</p> <p>イ 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協に対し、「全量系統共販体制を前提として生産者へ指導を行う。」という規定を含む「覚書」を提示して、これに記名及び押印した上で提出することを要請している。</p> <p>ウ 前記ア及びイの要請により、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を、当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に出荷させている。</p> <p>(2) 次の行為を行うことにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 熊本県漁連が15漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「誓約書」には、出荷した乾海苔が無札品になった場合、処分を系統団体に一任する旨の規定が含まれている。</p> <p>イ 前記(1)アのとおり要請することにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。</p> | －                   | 1                      | 第19条（一般指定12項） | 6.5.15        |

## 第2部 各論

| 一連<br>番号 | 事件<br>番号      | 件 名                                    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 課徴金の総額<br>(最高額～最低額)           | 法的措置<br>対象事業者<br>の数(注) | 違反法条          | 排除措置<br>命令年月日 |
|----------|---------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------|---------------|
| 2        | 6<br>(措)<br>5 | 佐賀県有明海漁業協同組合に対する件                      | <p>佐賀県有明海漁業協同組合（以下「佐賀有明漁協」という。）は、</p> <p>(1) 次の行為を行うことにより、佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、同漁協管内の海苔生産者に対し、平成30年度から令和2年度までにあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」、令和3年度以降にあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で同漁協に提出することを要請している。</p> <p>イ 前記アの要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を同漁協に出荷させている。</p> <p>(2) 次の行為を行うことにより、佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。</p> <p>ア 佐賀有明漁協が同漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「乾海苔共販にかかる誓約書」には、出荷した乾海苔が消却対象品になった場合には処分を佐賀有明漁協に一任する旨の規定が含まれている。</p> <p>イ 佐賀有明漁協は、前記(1)アのとおり要請することにより、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、同漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、同漁協に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。</p> | -                             | 1                      | 第19条（一般指定12項） | 6.5.15        |
| 3        | 6<br>(措)<br>6 | 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加者に対する件    | 名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札参加者は、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 3億9296万円<br>(1億3287万円～2048万円) | 6                      | 第3条後段         | 6.5.22        |
| 4        | 6<br>(措)<br>7 | 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加者らに対する件 | <p>青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加者らが、</p> <p>(1) 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること</p> <p>(2) 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意していた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | -                             | 4                      | 第3条後段         | 6.5.30        |
| 5        | 6<br>(措)<br>8 | L Pガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件               | L Pガス容器用バルブの製造販売業者らが、共同して、需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7億964万円<br>(4億5459万円～2277万円)  | 5                      | 第3条後段         | 6.6.27        |
| 6        | 6<br>(措)<br>9 | ASP Japan（同）に対する件                      | ASP Japan（同）は、同社が医療機関向けに販売しているフタラール製剤（注）を用いる内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、同社が製造販売するフタラール製剤の容器に二次元コードを貼付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | -                             | 1                      | 第19条（一般指定10項） | 6.7.26        |

|    |                |              |                                                                                                                                                |                                      |   |       |           |
|----|----------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---|-------|-----------|
|    |                |              | し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければ同社の内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、同社の内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、不当に同社の内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売するフタラール製剤を購入させている。    |                                      |   |       |           |
|    |                |              | (注) 消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラール0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。                                                       |                                      |   |       |           |
| 7  | 6<br>(措)<br>10 | 損害保険会社に対する件  | 三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件財物・利益保険(注)について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。           | 10億6031万円<br>(4億3621万円<br>～2億9050万円) | 4 | 第3条後段 | 6. 10. 31 |
|    |                |              | (注)「本件財物・利益保険」とは㈱JERAが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。                                                             |                                      |   |       |           |
| 8  | 6<br>(措)<br>11 | 損害保険会社に対する件  | 三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件製油所包括保険(注)について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する旨を合意していた。        | 3億3664万円<br>(1億5128万円<br>～6394万円)    | 4 | 第3条後段 | 6. 10. 31 |
|    |                |              | (注)「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス㈱がコスモ石油㈱の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険等をいう。                                                             |                                      |   |       |           |
| 9  | 6<br>(措)<br>12 | 損害保険会社らに対する件 | 三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱及び共立㈱は、共同して、本件備蓄基地保険(注)について、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。               | 3億1715万円<br>(1億7286万円<br>～1億4429万円)  | 4 | 第3条後段 | 6. 10. 31 |
|    |                |              | (注)「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険等をいう。                             |                                      |   |       |           |
| 10 | 6<br>(措)<br>13 | 損害保険会社に対する件  | 三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件マリン保険(注)について、各社の見積り保険料を調整することによって保険料の水準を維持する旨を合意していた。                                               | 2億22万円<br>(1億4505万円<br>～5517万円)      | 3 | 第3条後段 | 6. 10. 31 |
|    |                |              | (注)「本件マリン保険」とは、シャープ㈱を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープ㈱から指名を受けたマーシュジャパン㈱により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせの方法により発注されるものをいう。 |                                      |   |       |           |

## 第2部 各論

|    |                |             |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                 |   |                      |           |
|----|----------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---|----------------------|-----------|
|    |                |             | う。                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                 |   |                      |           |
| 11 | 6<br>(措)<br>14 | 損害保険会社に対する件 | <p>三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件グループ包括保険（注）について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社に選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにする旨を合意していた。</p> <p>（注）「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄㈱が「グループ包括保険」の名称で見積り合わせの方法により発注する京成電鉄㈱を保険契約者とする鉄道総合財産保険等をいう。</p>            | 1億2072万円<br>(6708万円<br>～2152万円) | 4 | 第3条後段                | 6. 10. 31 |
| 12 | 6<br>(措)<br>15 | 損害保険会社に対する件 | <p>三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>                                                                                                                                                        | 1962万円                          | 3 | 第3条後段                | 6. 10. 31 |
| 13 | 6<br>(措)<br>16 | 損害保険会社に対する件 | <p>三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険（注）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p> <p>（注）「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。</p>                                                                                          | 1698万円                          | 3 | 第3条後段                | 6. 10. 31 |
| 14 | 6<br>(措)<br>17 | 損害保険会社に対する件 | <p>三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、令和4年更改契約における本件損害保険（注）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とする旨を合意していた。</p> <p>（注）「本件損害保険」とは、仙台国際空港㈱を保険契約者とする企業財産包括保険等をいう。</p>                                                                     | －                               | 3 | 第3条後段                | 6. 10. 31 |
| 15 | 6<br>(措)<br>18 | 損害保険会社に対する件 | <p>三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、令和5年更改契約における本件損害保険（注）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。</p> <p>（注）「本件損害保険」とは、東急㈱を保険契約者とする企業財産包括保険等をいう。</p>                                                                         | －                               | 4 | 第3条後段                | 6. 10. 31 |
| 16 | 6<br>(措)<br>19 | ㈱関家具に対する件   | <p>㈱関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子（以下「エルゴヒューマン」という。）を㈱関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格（以下「参考売価」という。）で販売するようにさせていた。</p> <p>(1) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマン</p> | －                               | 1 | 第19条<br>(2条9<br>項4号) | 6. 12. 19 |

|     |                |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                              |    |               |         |
|-----|----------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----|---------------|---------|
|     |                |                                      | <p>の参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。</p> <p>(2) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売（以下「値引き販売」という。）を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。</p> <p>(3) 前記(2)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。</p> |                              |    |               |         |
| 17  | 6<br>(措)<br>20 | (株)MC データプラスに対する件                    | <p>(株)MC データプラスは、自社が提供する労務安全サービス（建設業向けクラウドサービス）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を労務安全サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、グリーンサイトのユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供の要請があった場合に、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報保護を理由にするなどし、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒むなどして、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。</p>                        | -                            | 1  | 第19条（一般指定14項） | 6.12.24 |
| 18  | 7<br>(措)<br>1  | 山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加者に対する件          | 山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加者は、受注予定者が受注できるようにしていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 456万円<br>(297万円～159万円)       | 2  | 第3条後段         | 7.3.13  |
| 19  | 7<br>(措)<br>2  | (公社) 山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札の参加者に対する件 | (公社) 山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札の参加者は、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 111万円                        | 2  | 第3条後段         | 7.3.13  |
| 20  | 7<br>(措)<br>3  | 機械式駐車装置メーカーらに対する件                    | <p>機械式駐車装置メーカーらは、特定地下式PS設置工事（注）について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。</p> <p>（注）「特定地下式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注する水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。</p>                                                                                                                                                                     | 4億7026万円<br>(2億6733万円～298万円) | 3  | 第3条後段         | 7.3.24  |
| 21  | 7<br>(措)<br>4  | 機械式駐車装置メーカーらに対する件                    | <p>機械式駐車装置メーカーらは、特定エレベーター方式PS設置工事（注）について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。</p> <p>（注）「特定エレベーター方式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式バレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。</p>                                                                                                                                                       | 5587万円                       | 2  | 第3条後段         | 7.3.24  |
| 合 計 |                |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 37億604万円                     | 61 |               |         |

第5－2表 令和6年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

| 一連<br>番号 | 事件<br>番号      | 件 名              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 法的措置対象<br>事業者の数 | 関係法条                                     | 確約計画の<br>認定年月日 |
|----------|---------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------|----------------|
| 1        | 6<br>(認)<br>3 | Google LLC に対する件 | <p>公正取引委員会は、Google LLC に対し、Google LLC の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>Google LLC は、平成26年11月1日、ヤフー(株)との間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド及びグーグル（同）を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフー(株)に対し、モバイル・シンジケーション取引（注）に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフー(株)がモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。</p> <p>（注）検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。</p> | 1               | 第3条前段<br>又は第19条<br>（一般指定<br>2項又は14<br>項） | 6.4.22         |

| 一連<br>番号 | 事件<br>番号      | 件 名             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 法的措置対象<br>事業者の数 | 関係法条                    | 確約計画の<br>認定年月日 |
|----------|---------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------|----------------|
| 2        | 6<br>(認)<br>4 | 橋本総業㈱)に對<br>する件 | <p>公正取引委員会は、橋本総業㈱)に対し、橋本総業㈱)の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>橋本総業㈱)は、遅くとも平成29年7月以降、物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者（以下「本件物流事業者」という。）に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 一部の本件物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から</p> <p>ア 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。</p> <p>イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。</p> <p>(2) 一部の本件物流事業者との間で、あらかじめ、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働（注1）を要するような長時間の本件運送業務について、当該物流事業者を支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の本件運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。</p> <p>(3) 一部の本件物流事業者との間で、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する本件運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の本件運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の本件運送業務を無償で行わせている。</p> <p>(4) 一部の本件物流事業者に対し、委託内容に含まれていない本件運送業務に係る特定の附帯作業（注2）について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者が無償で行わせている。</p> <p>（注1）「法定時間外労働」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第2項に規定する1日当たりの労働時間を超える労働をいう。</p> <p>（注2）「附帯作業」とは、本件物流事業者が、①橋本総業㈱)の配送センターにおいて保管場所から運送する物品を取り出す作業、②当該物品を本件物流事業者の車両に積み込む作業、③橋本総業㈱)の取引先の事業所等において当該物品を当該車両から取り卸す作業及び④橋本総業㈱)の取引先から返品されることとなった物品を回収する作業をいう。</p> | 1               | 第19条（物流特殊指定1項2号、3号及び6号） | 6.12.12        |

## 第2部 各論

| 一連<br>番号 | 事件<br>番号      | 件 名              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 法的措置対象<br>事業者の数 | 関係法条          | 確約計画の<br>認定年月日 |
|----------|---------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|----------------|
| 3        | 7<br>(認)<br>1 | シスメックス㈱<br>に対する件 | <p>公正取引委員会は、シスメックス㈱に対し、シスメックス㈱の次の行為が独占禁止法第19条（不公正な取引方法第10項（抱き合わせ販売等））の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>シスメックス㈱は、遅くとも令和元年8月頃以降、令和6年7月頃までの間、特定血液凝固測定装置（注）により「Dダイマー」又は「FDP」を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、特定血液凝固測定装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させるものとするを基本方針として定めて、病院等に対して、特定血液凝固測定装置を供給するに当たり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。</p> <p>（注）シスメックス㈱が、平成30年12月から製造販売するプロダクト名にCNが付く「CNシリーズ」と称する血液凝固測定装置をいう。</p> | 1               | 第19条（一般指定10項） | 7.2.13         |
| 合 計      |               |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3               |               |                |

（注）一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。物流特殊指定とは、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号）を指す。

第6表 課徴金制度の運用状況（注1）

| 年度     | 課徴金納付命令<br>対象事業者数 | 課徴金額                   |
|--------|-------------------|------------------------|
| 昭和52年度 | 0                 | 0円                     |
| 53年度   | 4                 | 507万円                  |
| 54年度   | 134               | 15億7174万円              |
| 55年度   | 203               | 13億3111万円              |
| 56年度   | 148               | 37億3020万円              |
| 57年度   | 166               | 4億8354万円               |
| 58年度   | 93                | 14億9257万円              |
| 59年度   | 5                 | 3億5310万円               |
| 60年度   | 38                | 4億747万円                |
| 61年度   | 32                | 2億7554万円               |
| 62年度   | 54                | 1億4758万円               |
| 63年度   | 84                | 4億1899万円               |
| 平成元年度  | 54                | 8億349万円                |
| 2年度    | 175               | 125億6214万円             |
| 3年度    | 101               | 19億7169万円              |
| 4年度    | 135               | 26億8157万円              |
| 5年度    | 406               | 35億5321万円              |
| 6年度    | 512               | 56億6829万円              |
| 7年度    | 741               | 64億4640万円              |
| 8年度    | 368               | 74億8616万円              |
| 9年度    | 369               | (注2) 28億2322万円         |
| 10年度   | 576               | 31億4915万円              |
| 11年度   | 335               | 54億5891万円              |
| 12年度   | 719               | 85億1668万円              |
| 13年度   | 248               | 21億9905万円              |
| 14年度   | 561               | 43億3400万円              |
| 15年度   | 468               | (注3) 38億6712万円         |
| 16年度   | 219               | 111億5029万円             |
| 17年度   | 399               | 188億7014万円             |
| 18年度   | 158               | 92億6367万円              |
| 19年度   | 162               | 112億9686万円             |
| 20年度   | 87                | (注4) 270億2546万円        |
| 21年度   | 106               | (注5) 360億7471万円        |
| 22年度   | 156               | (注6) 719億4162万円        |
| 23年度   | 277               | (注7、8、9、10) 399億6181万円 |
| 24年度   | 113               | (注11) 248億7549万円       |
| 25年度   | (注12) 180         | (注12) 302億167万円        |
| 26年度   | 128               | (注13、14、15) 170億4607万円 |
| 27年度   | 31                | (注16) 85億725万円         |
| 28年度   | 32                | 91億4301万円              |
| 29年度   | 32                | 18億9210万円              |
| 30年度   | 18                | 2億6111万円               |
| 令和元年度  | 37                | 692億7560万円             |
| 2年度    | 4                 | 43億2923万円              |
| 3年度    | 31                | 21億8026万円              |
| 4年度    | 21                | 1019億8909万円            |
| 5年度    | 16                | 2億2340万円               |

|     |      |             |
|-----|------|-------------|
| 6年度 | 33   | 37億604万円    |
| 合計  | 8969 | 5809億5287万円 |

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額37億6320万円）、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額16億4450万円）のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。

(注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、

- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円）のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第95号）（平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円）のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第98号）（平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円）のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
  - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円）のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。

(注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。

(注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令（平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円）のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。

また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、前記課徴金納付命令の残余の部分（課徴金額1億7839万円）を取り消す旨の再審決を行った。

(注9) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令（平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円）のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注11) NTN(株)に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令（平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円）のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。

(注12) 加藤化学(株)に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学(株)に対する課徴金納付命令（平成25年7月11日、課徴金額4116万円）を取り消す旨の審決を行った。

(注13) ダイレックス(株)に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令（平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円）のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注14) レンゴー(株)ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・王子コンテナ(株)に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）（平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円）のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・福野段ボール工業(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額1078万円）のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・王子コンテナ(株)に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）（平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円）のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・北海道森紙業(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6640万円）のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・浅野段ボール(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額2990万円）のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注15) レンゴー(株)ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・レンゴー(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・(株)トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注16) 松尾電機(株)による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

## 7 確約手続の運用

確約手続は、独占禁止法違反被疑行為の迅速・効率的かつ効果的な排除により、独占禁止法の効果的な執行に資することを目的として導入され、平成30年12月に施行された。確約手続については、透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から「確約手続に関する対応方針」を策定し、当該対応方針に従って運用してきたところ、導入以来、21件の事件において利用されている。これまでの確約手続の運用経験を踏まえ、より効果的かつ実効的に運用していくため、令和6年7月に、今後、以下の対応を採ることとした。

確約措置の履行期間については、違反被疑行為の対象となった製品のライフサイクルやサービスの契約期間、海外当局の対応、競争の確実な回復の観点等を踏まえ、原則として

5年以上とし、同様の行為の再発防止をより確実に担保することとした。

確約措置の履行については、独立性のある外部専門家の客観的な監視を経て実施する方がより確実性が確保されることから、確約措置全体の履行について、外部専門家による監視を積極的に活用することとした。

また、市場への影響が大きな事案など、特に必要があると認められるときは、独占禁止法第68条に基づき、確約計画の認定を受けた事業者のみならず、取引先事業者、競合他社等に対して、確約措置の履行状況の確認等を行って、確約措置の確実な履行確保を図ることとした。

## 第2 法的措置等

令和6年度においては、24件について法的措置（排除措置命令21件、確約計画の認定3件）を採った。排除措置命令21件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反16件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反5件となっている。また、確約計画の認定3件の関係法条をみると、同法第3条前段（私的独占の禁止）1件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）2件となっている。

これら24件の概要は次のとおりである。

### 1 排除措置命令及び課徴金納付命令

(1) 熊本県漁業協同組合連合会に対する件（令和6年（措）第4号）（令和6年5月15日排除措置命令）

#### ア 関係人

| 違反事業者名       | 本店の所在地        | 代表者           | 事業の概要              |
|--------------|---------------|---------------|--------------------|
| 熊本県漁業協同組合連合会 | 熊本市西区中原町656番地 | 代表理事<br>藤森 隆美 | 乾海苔（注1）の販売事業、指導事業等 |

（注1）養殖して収穫した海苔から異物を除去し、洗浄、細断等を行った上で、均一の厚さの板状になるように伸ばして乾燥させたものをいう。

#### イ 違反行為の概要

##### ⑦ 違反行為

a 15漁協管内の海苔生産者（注2）に対し、乾海苔の系統外出荷（注3）を行わないようにさせている行為

① 熊本県漁業協同組合連合会（以下「熊本県漁連」という。）は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協管内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、「製品については全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します。」という規定を含む「誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に提出することを要請している。

② 熊本県漁連は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協に対し、「全量系統共販体制を前提として生産者へ指導を行う。」という規定を含む「覚書」を

提示して、これに記名及び押印した上で提出することを要請している。

- (c) 熊本県漁連は、前記 (a) 及び (b) の要請により、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を、当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に出荷させている。

**b 15漁協管内の海苔生産者に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔（注4）の系統外出荷を行わないようにさせている行為**

- (a) 熊本県漁連が15漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記 a (a) の「誓約書」には、平成30年度（注5）から令和2年度までにあつては「不良海苔の処理についても系統団体の主旨に従うものとする」、令和3年度以降にあつては「確定した無札品の処分方法については、従来通り系統団体に一任します。」という規定が含まれている。
- (b) 熊本県漁連は、前記 a (a) のとおり要請することにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。

**(4) 違反行為の実効性を高める行為**

**a 乙種指定商社（注6）に対し、浜買い（注7）を行わないことを求めている行為**

- (a) 熊本県漁連は、乙種指定商社に対し、遅くとも平成30年10月頃以降、3年ごとに、「乙は共販（注8）に上場された海苔以外は直接・間接を問わず買付を行わない」という規定（規定中の「乙」は乙種指定商社を指す。）を含む「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請している。
- (b) 熊本県漁連は、乙種指定商社の任意団体である熊本県乾海苔指定商社組合（以下「乙種指定商社組合」という。）に対し、平成30年度から令和3年度までにあつては、「指定商社は甲の乾海苔共販期間中は、直接と間接を問わず乾海苔の浜買いは一切行わない。」という規定（規定中の「甲」は熊本県漁連を指す。）を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

**b 甲種指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めていた行為**

- (a) 熊本県漁連は、佐賀県有明海漁業協同組合、福岡有明海漁業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会と連名で、平成29年10月頃及び令和2年11月頃に、甲種指定商社に対し、「乙は共販に上場された海苔以外は直接・間接を問わず買付を行わない」という規定（規定中の「乙」は甲種指定商社を指す。）を含む「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請していた。
- (b) 九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等の任意団体である九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）は、甲種指定商社の任意団体である全九州地区海苔入札指定商組合（以下「甲種指定商組合」という。）に対し、平成30年度から令和元年度までにあつては、「指定商社は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行わない」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

ｃ 指定商社に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連が処分することの確認を求めていた行為

九州共販協議会は甲種指定商組合に対し、熊本県漁連は乙種指定商社組合に対し、それぞれ、平成30年度から令和4年度までにあつては、「札無品と確定した時、その明細を明らかにし」、「処分するものとする」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

(注2) 漁協から海苔の養殖業に係る区画漁業権（漁業権のうち、一定の区域において養殖業を営む権利をいう。）の行使を認められ、乾海苔を生産する当該漁協の組合員をいう。

(注3) 15漁協管内の海苔生産者が、熊本県漁連が運営する共販以外の方法により自らが生産した乾海苔を販売することをいう。

(注4) ここでは「無札品」、「札無品」と同じものを指す。

(注5) 年度とは7月から翌年の6月までのことをいう。

(注6) 「甲種指定商社」とは、熊本県漁連、佐賀県有明海漁業協同組合、福岡有明海漁業協同組合連合会又は全国漁業協同組合連合会が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。「乙種指定商社」とは、熊本県漁連が実施する乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。また、これらを総称して「指定商社」という。

(注7) 海苔製品の製造業者又は販売業者が、熊本県漁連が運営する共販を利用せずに、熊本県漁連管内の海苔生産者から乾海苔を買い付けることをいう。

(注8) 海苔生産者が生産した乾海苔について、検査や等級付けを行った上で、漁業協同組合連合会等が実施する入札により、海苔製品の製造業者又は販売業者に販売する仕組みをいう。

(詳細については令和6年5月15日報道発表資料「熊本県漁業協同組合連合会に対する排除措置命令について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240515dai4.html>



(2) 佐賀県有明海漁業協同組合に対する件（令和6年（措）第5号）（令和6年5月15日排除措置命令）

ア 関係人

| 違反事業者名       | 本店の所在地               | 代表者           | 事業の概要              |
|--------------|----------------------|---------------|--------------------|
| 佐賀県有明海漁業協同組合 | 佐賀県佐賀市西与賀町大字屋外821番地4 | 代表理事<br>西久保 敏 | 乾海苔（注1）の販売事業、指導事業等 |

(注1) 養殖して収穫した海苔から異物を除去し、洗浄、細断等を行った上で、均一の厚さの板状になるように伸ばして乾燥させたものをいう。

## イ 違反行為の概要

### (7) 違反行為

#### a 佐賀県有明海漁業協同組合（以下「佐賀有明漁協」という。）管内の海苔生産者（注2）に対し、乾海苔の系統外出荷（注3）を行わないようにさせている行為

- (a) 佐賀有明漁協は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、同漁協管内の海苔生産者に対し、平成30年度（注4）から令和2年度までにあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」、令和3年度以降にあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で同漁協に提出することを要請している。

なお、佐賀有明漁協は、平成30年度から令和2年度まで、同漁協管内の海苔生産者に対して、「乾海苔共販にかかる誓約書」の提出を求める代表理事組合長名の文書に、「乾海苔共販にかかる誓約書」の提出がない海苔生産者の乾海苔については入札への出品を拒否する旨を記載していた。

- (b) 佐賀有明漁協は、前記(a)の要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を同漁協に出荷させている。

#### b 佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔（注5）の系統外出荷を行わないようにさせている行為

- (a) 佐賀有明漁協が同漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記 a(a)の「乾海苔共販にかかる誓約書」には、「出荷した乾海苔が、入札会において基準価格に達せず消却対象品となった場合は、のり価格の維持安定および品質向上を確保するため、その処分を組合に一任します。」という規定が含まれている。
- (b) 佐賀有明漁協は、前記 a(a)のとおり要請することにより、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、同漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、同漁協に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。

### (4) 違反行為の実効性を高める行為

#### a 指定商社（注6）に対し、浜買い（注7）を行わないことを求めていた行為

- (a) 佐賀有明漁協は、平成29年10月頃及び令和2年11月頃に、甲種指定商社に対し、熊本県漁業共同組合連合会、福岡有明海漁業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会と連名で、また、乙種指定商社に対し、単独で、「乙は共販（注8）に上場された海苔以外は直接、間接を問わず買付を行わない」という規定（規定中の「乙」は指定商社を指す。）を含む「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請していた。
- (b) 九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等の任意団体である九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）は、甲種指定商社の任意団

体である全九州地区海苔入札指定商組合（以下「指定商組合」という。）に対し、平成30年度から令和元年度までにあつては、「指定商社は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行なわない」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

- ㊦ 佐賀有明漁協は、乙種指定商社を対象として、遅くとも平成30年10月頃から令和5年6月頃までの間、「乙は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行なわないこととし、これに違反した場合、甲は指定を取り消す場合もある。」という規定（規定中の「甲」は佐賀有明漁協、「乙」は乙種指定商社を指す。）を含む「県内商社共販取扱い規約」を定めていた。

**㊧ 指定商社に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、佐賀有明漁協が処分することの確認を求めていた行為**

九州共販協議会は指定商組合に対し、平成30年度から令和4年度までにあつては、「札無品と確定した時、その明細を明らかにし」、「処分するものとする」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

（注2）漁協から海苔の養殖業に係る区画漁業権（漁業権のうち、一定の区域において養殖業を営む権利をいう。）の行使を認められ、乾海苔を生産する当該漁協の組合員をいう。

（注3）佐賀有明漁協管内の海苔生産者が、佐賀有明漁協が運営する共販以外の方法により自らが生産した乾海苔を販売することをいう。

（注4）年度とは7月から翌年の6月までのことをいう。

（注5）ここでは「消却対象品」、「札無品」と同じものを指す。

（注6）「甲種指定商社」とは、佐賀有明漁協、熊本県漁業協同組合連合会、福岡有明海漁業協同組合連合会又は全国漁業協同組合連合会が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。「乙種指定商社」とは、佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。また、これらを総称して「指定商社」という。

（注7）海苔製品の製造業者又は販売業者が、佐賀有明漁協が運営する共販を利用せずに、佐賀有明漁協管内の海苔生産者から乾海苔を買い付けることをいう。

（注8）海苔生産者が生産した乾海苔について、検査や等級付けを行った上で、漁業協同組合連合会等が実施する入札により、海苔製品の製造業者又は販売業者に販売する仕組みをいう。

（詳細については令和6年5月15日報道発表資料「佐賀県有明海漁業協同組合に対する排除措置命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240515dai4saga.html>



(3) 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件（令和6年（措）第6号）（令和6年5月22日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

| 番号 | 違反事業者名                   | 本店の所在地                      | 代表者             | 排除措置命令 | 課徴金額     |
|----|--------------------------|-----------------------------|-----------------|--------|----------|
| 1  | 日本ゼネラルフード(株)             | 名古屋市中区千代田五丁目7番5号            | 代表取締役<br>杉浦 卓   | ○      | 1億3287万円 |
| 2  | (株)魚国総本社                 | 大阪市中央区道修町一丁目6番19号           | 代表取締役<br>田所 伸浩  | ○      | 9629万円   |
| 3  | メーキュー(株)                 | 名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地        | 代表取締役<br>山本 貴廣  | ○      | 5517万円   |
| 4  | (株)ミツオ                   | 名古屋市熱田区新尾頭三丁目4番25号          | 代表取締役<br>青木 博之  | ○      | 4950万円   |
| 5  | (株)松浦商店                  | 名古屋市中村区椿町5番17号              | 代表取締役<br>松浦 浩人  | ○      | 3865万円   |
| 6  | 葉隠勇進(株)                  | 東京都港区芝四丁目13-3 PM<br>O田町東10F | 代表取締役<br>大隈 太嘉志 | ○      | 2048万円   |
| 7  | コンパスグループ・ジャパン(株)<br>(注1) | 東京都中央区築地五丁目5番12号            | 代表取締役<br>石田 隆嗣  | —      | —        |
| 8  | サンフード(株)                 |                             |                 | —      | —        |
| 合計 |                          |                             |                 | 6社     | 3億9296万円 |

(注1) コンパスグループ・ジャパン(株)は、令和2年4月1日に番号8のサンフード(株)を吸収合併した者である。

(注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

8社は、遅くとも平成29年2月7日以降（コンパスグループ・ジャパン(株)にあっては令和2年4月1日以降）、中学校スクールランチ調理等業務（注4）について、受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a (a) 原則として、ブロックごとに既存業者（競争入札が行われる時点で当該ブロックの中学校スクールランチ調理等業務を受託している者をいう。以下同じ。）を受注予定者とする

(b) 既存業者が受注を希望しなかった場合には、他の入札参加者のいずれかを受注予定者とする

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格より高い価格で入札価格を提示する又は入札を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、8社は、公共の利益に反して、中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「中学校スクールランチ調理等業務」とは、名古屋市が、競争入札(注5)(注6)の方法により発注する、名古屋市立の中学校(1校を除く。)向けに、受託事業者の工場での調理(個別に発注している2校については、当該中学校内での調理を含む。)、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務をいう。

(注5)「競争入札」とは、令和2年以前は指名競争入札、令和4年以降は入札後資格確認型一般競争入札(これらの入札による受注者がいない場合に、当該入札の指名業者又は入札参加者に対して見積依頼を行った上で、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。)をいう。

(注6)18のブロック(名古屋市の行政区16区及び個別に発注されている2校)に分割し、発注している。

(詳細については令和6年5月22日報道発表資料「名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240522\\_chubu\\_shinsa.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240522_chubu_shinsa.html)



(4) 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件(令和6年(措)第7号)(令和6年5月30日 排除措置命令)

ア 関係人

| 番号 | 違反事業者名       | 本店の所在地              | 代表者            | 排除措置命令 | 課徴金額 |
|----|--------------|---------------------|----------------|--------|------|
| 1  | 東武トップツアーズ(株) | 東京都墨田区押上一丁目1番2号     | 代表取締役<br>百木田康二 | ○      | —    |
| 2  | (株)日本旅行東北    | 仙台市青葉区中央四丁目7番22号    | 代表取締役<br>中村 浩彰 | ○      | —    |
| 3  | 名鉄観光サービス(株)  | 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 | 代表取締役<br>岩切 道郎 | ○      | —    |
| 4  | (株)JTB       | 東京都品川区東品川二丁目3番11号   | 代表取締役<br>山北栄二郎 | ○      | —    |
| 5  | 近畿日本ツーリスト(株) | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号    | 代表取締役<br>瓜生 修一 | —      | —    |
| 合計 |              |                     |                | 4社     |      |

(注1)表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを

示している。

## イ 違反行為の概要

東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北、名鉄観光サービス(株)及び(株)JTB の4社並びに近畿日本ツーリスト(株)の5社は、令和4年4月1日以降、各社の支店長級の者が電話連絡等の方法により協議を重ね、同月6日、各社の支店長級の者が電子メールで連絡する方法により、青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）について

- (7) 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること
- (4) 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（詳細については令和6年5月30日報道発表資料「青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する排除措置命令等について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240530dai2.html>



- (5) LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件（令和6年（措）第8号）（令和6年6月27日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

## ア 関係人

| 番号 | 違反事業者名      | 本店の所在地                      | 代表者             | 排除措置命令 | 課徴金額     |
|----|-------------|-----------------------------|-----------------|--------|----------|
| 1  | (株)ハマイ      | 東京都品川区西五反田七丁目7番7号 SG スクエア2階 | 代表取締役<br>河西 聡   | ○      | 4億5459万円 |
| 2  | (株)宮入バルブ製作所 | 東京都中央区銀座西一丁目2番地             | 代表取締役<br>西田 憲司  | ○      | 1億4859万円 |
| 3  | 宮入商事(株)     | 大阪府池田市空港一丁目7番12号            | 代表取締役<br>宮入 繁美  | ○      | 4244万円   |
| 4  | 東京宮入商事(株)   | 大阪府池田市空港一丁目7番12号            | 代表取締役<br>宮入 繁美  | ○      | 4125万円   |
| 5  | 富士工器(株)     | 名古屋市中区新栄二丁目9番11号            | 代表取締役<br>前口 庄一郎 | ○      | 2277万円   |
| 合計 |             |                             |                 | 5社     | 7億964万円  |

（注1）表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

## イ 違反行為の概要

- (7) a (株)ハマイ、(株)宮入バルブ製作所、宮入商事(株)、東京宮入商事(株)及び富士工器(株)の5社（以下「5社」という。）のうち、富士工器(株)を除く4社（以下「4社」という。）は、令和3年3月頃以降、特定LPガス容器用バルブ（注2）の原材料である黄銅の価格の高騰への対応策について協議を重ねていたところ、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和3年4月27日までに、4社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、同年6月以降、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げることを合意した。
- b 富士工器(株)は、遅くとも令和3年5月14日までに、(株)ハマイから前記(7)aの会合の内容を伝達され、前記(7)aの合意に参加した。
- (4) a 4社は、その後も、特定LPガス容器用バルブの原材料である黄銅の価格が引き続き高騰していたことなどから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年4月26日までに、4社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、同年6月以降、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げることを合意した。
- b 富士工器(株)は、遅くとも令和4年5月16日までに、(株)ハマイから前記(4)aの合意内容を伝達され、前記(4)aの合意に参加した。
- (5) 前記(7)及び(4)のとおり、5社は、共同して、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定LPガス容器用バルブの販売分野における競争を実質的に制限していた。
- (注2)「特定LPガス容器用バルブ」とは、LPガス容器用バルブのうち、液化石油ガスの充てん質量の上限が50キログラム以下であるLPガス容器（鋼製のものに限る。）用のもの（強制気化装置に接続するLPガス容器用であってサイフォン管と連結するもの、高圧ガス保安協会が策定した「液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHK S 0126」に定める容器取付部のねじ記号が「V<sub>1</sub>」のものと及び液化石油ガス自動車燃料装置用容器（容器保安規則第2条第15号に規定するもの）用のものを除く。）をいう。

（詳細については令和6年6月27日報道発表資料「LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240627dai2.html>



(6) ASP Japan（同）に対する件（令和6年（措）第9号）（令和6年7月26日 排除措置命令）

ア 関係人

| 違反事業者名           | 本店の所在地          | 代表者       |                                          | 事業の概要         |
|------------------|-----------------|-----------|------------------------------------------|---------------|
| ASP Japan（同）（注1） | 東京都港区港南二丁目15番2号 | 代表社員      | アドバンスド・プロダクト・ステリライゼーション・ホールディング・ゲーエムビーハー | 医療機器販売、医薬品販売等 |
|                  |                 | 代表社員職務執行者 | 湯澤 啓                                     |               |

（注1）ASP Japan（同）は、平成31年4月1日、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱から、吸収分割により、フタラル製剤（注2）の製造販売及びフタラル製剤を用いる内視鏡洗浄消毒器（注3）の販売に係る事業を承継した。

ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、平成31年4月1日以降、フタラル製剤の製造販売及びフタラル製剤を用いる内視鏡洗浄消毒器の販売に係る事業を営んでいない。

（注2）「フタラル製剤」とは、消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラル0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。

（注3）本件において「内視鏡洗浄消毒器」とは、消化器内視鏡を洗浄及び消毒する医療機器をいう。

イ 違反行為の概要

(7) ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、かねてから、フタラル製剤に関する特許権の消滅に伴い、医療機関において安価な後発フタラル製剤が使用されることによって、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱が製造販売する「ディスオーパ消毒液0.55%」と称するフタラル製剤（以下「ディスオーパ」という。）の売上げが減少することを懸念していたところ、平成26年10月頃以降、後発フタラル製剤（注4）の製造販売が開始され、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱が販売する旧型内視鏡洗浄消毒器（注5）を購入した医療機関の中には、当該旧型内視鏡洗浄消毒器に用いる消毒剤として後発フタラル製剤を使用するものが現れるようになった。

(4) ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、平成27年9月頃以降、旧型内視鏡洗浄消毒器の後継機種の開発に際して、後発フタラル製剤を使用できないようにする目的で、後継機種にはバーコードリーダーを取り付けるとともに、当該バーコードリーダーによってディスオーパの容器に貼付した本件二次元コード（注6）を読み取らなければ本件内視鏡洗浄消毒器（注7）の洗浄消毒機能が作動しないようにすることを決定した。

この決定に基づき製造された本件内視鏡洗浄消毒器は、バーコードリーダーで本件二次元コードを読み取らない限り、洗浄消毒機能が作動しなくなっている。

そのため、後発フタラル製剤を用いて本件内視鏡洗浄消毒器による内視鏡の洗浄消毒を行うことはできない。

(7) ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、ディスオーパの売上げを確保するため

に、旧型内視鏡洗浄消毒器から本件内視鏡洗浄消毒器への更新を積極的に推進することで、医療機関に対し、後発フタラル製剤からディスオーパに切り替えさせるとともに、後発フタラル製剤の使用を未然に防止するという方針を立てた。

そして、医療機関に対し、当該方針に基づき、平成28年10月頃以降、ディスオーパの容器に本件二次元コードを貼付して当該ディスオーパを販売し、平成29年3月頃以降、本件内視鏡洗浄消毒器を販売した。

② ASP Japan（同）は、吸収分割による事業承継後、前記①の方針を引き継ぎ、当該方針に基づき、医療機関に対し、本件内視鏡洗浄消毒器及びディスオーパを販売している。

③ 後発フタラル製剤の製造販売業者である1社は、令和2年1月、自社が製造販売する後発フタラル製剤の容器に本件二次元コードと同じ仕様の二次元コードを貼付し、本件内視鏡洗浄消毒器に用いられる消毒剤として使用できるようにするため、本件二次元コードに関する情報の開示を、㈱アマノに対して要請した。ASP Japan（同）が、㈱アマノに対し、本件二次元コードに関する情報を開示しないよう指示したことを受けて、同年5月、㈱アマノは、当該指示に基づき、前記要請を拒否した。

（注4）ディスオーパの後発医療用医薬品をいう。

（注5）本件において「旧型内視鏡洗浄消毒器」とは、機種名がエンドクレンズ-S 又はエンドクレンズ-Dであるものをいう。

なお、いずれも販売は終了している。

（注6）「本件二次元コード」とは、本件内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能を作動させるために必要な情報が含まれている二次元コード（バーコードのうち、縦横の二方向に情報を持つコードのことをいう。）をいう。

（注7）「本件内視鏡洗浄消毒器」とは、機種名がエンドクレンズ Neo、エンドクレンズ Neo-D Advanced 又はエンドクレンズ Neo-S Advanced であるものをいう。

なお、エンドクレンズ Neo の販売は、終了している。

（詳細については令和6年7月26日報道発表資料「ASP Japan（同）に対する排除措置命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240726ichijo.html>



(7) 損害保険会社らに対する件（令和6年（措）第10号～第18号）（令和6年10月31日  
排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

| 番号 | 違反事業者名            | 本店の所在地             | 代表者             | 排除措置命令 | 課徴金額      |
|----|-------------------|--------------------|-----------------|--------|-----------|
| 1  | 三井住友海上火災保険(株)     | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 代表取締役<br>舩曳 真一郎 | 9件     | 8億8514万円  |
| 2  | 損害保険ジャパン(株)       | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  | 代表取締役<br>石川 耕治  | 9件     | 6億4798万円  |
| 3  | あいおいニッセイ同和損害保険(株) | 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号  | 代表取締役<br>新納 啓介  | 4件     | 5億640万円   |
| 4  | 東京海上日動火災保険(株)     | 東京都千代田区大手町二丁目6番4号  | 代表取締役<br>城田 宏明  | 9件     | 3212万円    |
| 5  | 共立(株)             | 東京都中央区日本橋二丁目2番16号  | 代表取締役<br>石井 哲   | 1件     | —         |
| 合計 |                   |                    |                 | 32社    | 20億7164万円 |

（注1）表中の「—」は、課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(7) (株)JERA を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件財物・利益保険（注2）について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件財物・利益保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注2）「本件財物・利益保険」とは、(株)JERA が見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。

(4) コスモ石油(株)を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件製油所包括保険（注3）について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件製油所包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注3）「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス(株)がコスモ石油(株)の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険、並びに見積り合わせと相対交渉を併用する方法により発注する火災保険及び利益保険をいう。

(7) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)及び共立(株)は、共同して、本件備蓄基地保険（注4）について、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)が事前に想定した引受保険料及び

引受割合で受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件備蓄基地保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4) 「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険をいう。

(イ) シャープ㈱を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件マリン保険（注5）について、各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件マリン保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5) 「本件マリン保険」とは、シャープ㈱を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープ㈱から指名を受けたマーシェージャパン㈱により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせされるものをいう。

(ロ) 京成電鉄㈱を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件グループ包括保険（注6）について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社に選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄㈱が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄㈱を保険契約者とする鉄道総合財産保険、鉄道賠償責任保険及び副業総合保険をいう。

(ハ) 警視庁が発注する損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ニ) 東京都が発注する都立病院を対象とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険（注7）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京都発注の病院賠償責任保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注7) 「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。

(ホ) 仙台国際空港㈱を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、

共同して、令和4年更改契約における本件損害保険（注8）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とすることを合意することにより、公共の利益に反して、令和4年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注8）「本件損害保険」とは、企業財産包括保険、土木構造物保険及び空港管理者賠償責任保険をいう。

#### ㌞ 東急(株)を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、令和5年更改契約における本件損害保険（注9）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持することを合意することにより、公共の利益に反して、令和5年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注9）「本件損害保険」とは、企業財産包括保険及び企業総合賠償責任保険をいう。

（詳細については令和6年10月31日報道発表資料「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。）

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031\\_shinsa.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html)



### (8) (株)関家具に対する件（令和6年（措）第19号）（令和6年12月19日 排除措置命令）

#### ア 関係人

| 違反事業者名 | 本店の所在地           | 代表者            | 事業の概要   |
|--------|------------------|----------------|---------|
| (株)関家具 | 福岡県大川市大字幡保201番地1 | 代表取締役<br>春田 秀樹 | 家具の卸売業等 |

#### イ 違反行為の概要

(株)関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子（以下「エルゴヒューマン」という。）を(株)関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格（以下「参考売価」という。）で販売するようにさせていた。

(7) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。

- (イ) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売（以下「値引き販売」という。）を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。
- (ロ) 前記(イ)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。

（詳細については令和6年12月19日報道発表資料「(株)関家具に対する排除措置命令について」を参照のこと。）

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241219\\_kyusyu\\_sekikagu.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241219_kyusyu_sekikagu.html)



#### (9) (株)MC データプラスに対する件（令和6年（措）第20号）（令和6年12月24日 排除措置命令）

##### ア 関係人

| 違反事業者名       | 本店の所在地             | 代表者            | 事業の概要                |
|--------------|--------------------|----------------|----------------------|
| (株)MC データプラス | 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号 | 代表取締役<br>飯田 正生 | 建設業向けクラウドサービス（注1）事業等 |

（注1）「建設業向けクラウドサービス」とは、建設工事の現場における各種関連業務の効率化を目的として、当該業務に係る情報の共有及び管理の支援を、インターネットを介して、建設業者等に提供する役務をいう。

##### イ 違反行為の概要

(株)MC データプラスは、自社が提供する「グリーンサイト」と称する労務安全サービス（注2）（注4）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を当該サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、次のとおり、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。

- (7) (株)MC データプラスは、ユーザーが登録した作業員情報等（注5）を電磁的記録として直接出力できないようにしているため、ユーザーの中には、(株)MC データプラスに対し、当該ユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供を要請する者がいた。しかし、(株)MC データプラスは、遅くとも令和2年頃以降、当該要請があった場合に、グリーンサイトのユーザーに対し、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由にする

などして、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒んでいる。

- (イ) a 令和元年9月9日、㈱MC データプラスは、シェルフィー㈱（注8）による移行記事（注9）の公開をやめさせることを目的として、「建設サイト・シリーズ」サービス利用約款」と称する約款（以下「サービス利用約款」という。）（注10）第29条第1項（8）の規定を改定し、同日以降、グリーンサイトのユーザーに対し、グリーンサイトから出力した帳票及び当該帳票を印刷した文書（以下これらを「帳票等」という。）を他社に提供する行為を一律に禁止した。
- b 令和3年12月1日、㈱MC データプラスは、サービス利用約款第29条第1項（12）の規定を新設し、同日以降、グリーンサイトのユーザーに対し、作業員情報を共同利用の目的の範囲外で加工、複写又は複製することを一律に禁止した。
- (ロ) a 令和元年10月21日、㈱MC データプラスは、シェルフィー㈱に対し、シェルフィー㈱が公開した移行記事は、サービス利用約款に違反する行為をグリーンサイトのユーザーに促すものであり、当該ユーザーにとってグリーンサイトの利用停止等の不利益を招きかねない内容であるとして、移行記事の削除等を求める旨を同日付けの配達証明郵便により通知した。
- b 令和3年1月20日、㈱MC データプラスは、シェルフィー㈱が移行記事を用いて営業を行っていることを確認したことから、シェルフィー㈱に対し、前記 a と同様の理由により、シェルフィー㈱が公開した移行記事の削除等を求める旨を同月21日付けの内容証明郵便により通知した。
- (ハ) 令和2年9月頃、㈱MC データプラスは、グリーンサイトのユーザーが、㈱リバス（注11）の提供する労務安全サービスへの切替えに当たり、グリーンサイトから出力した帳票等をそのまま他社に提供している事例を把握したことから、グリーンサイトのユーザーに対し、当該行為と同様の行為を行わないように注意喚起することを目的として、同年10月7日、当該事例はサービス利用約款第29条第1項（8）に規定する禁止事項に該当する旨の周知文を建設サイト・シリーズのポータル画面に掲載するとともに、同年10月20日、同月23日及び同月28日の3回に分けて、前記周知文と同様の内容を記載した電子メールを送信した。
- （注2）「労務安全サービス」とは、建設工事の現場において、元請となるユーザーと下請となるユーザーとの間での労務安全書類（注3）のやり取りをインターネット上で行うことにより業務効率化を可能とする役務である。
- （注3）「労務安全書類」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、建設工事の現場において、労務・安全衛生を管理するために作成が義務付けられるなどしている書類をいう。
- （注4）㈱MC データプラスは、平成31年4月以降、労務安全サービスに係る売上高において第1位の地位を占めている。
- （注5）「作業員情報等」とは、労務安全サービスの利用に当たり、ユーザーが登録する作業員情報（注6）、車両・機械情報、企業情報、現場情報等の情報をいう。
- （注6）「作業員情報」とは、ユーザーのうち、下請となるユーザーが登録する、建設工事の現場で作業に従事する作業員の個人情報（注7）をいう。

(注7) (株)MC データプラス及びグリーンサイトのユーザーは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第3号等に定める方法により、当該作業員情報を共同して利用している。当該作業員情報は、同法上、通常、共同利用の目的の範囲を超えて利用することができないが、あらかじめ本人の同意を得ることにより、共同利用の目的の範囲を超える利用が可能である。

(注8) シェルフィー(株)は、平成31年4月頃以降、「Greenfile. work」と称する労務安全サービスをユーザーに提供している。

(注9) 「移行記事」とは、グリーンサイトから出力した帳票をシェルフィー(株)に提供することにより作業員情報を同社が提供する労務安全サービスに移行する方法等を記載した、同社のウェブサイト上に公開された記事をいう。

(注10) グリーンサイトのユーザーは、サービス利用約款に同意しなければ、グリーンサイトを利用できない。

(注11) (株)リバスタは、令和2年4月頃以降、「Buildee 労務安全」と称する労務安全サービスをユーザーに提供している。

(詳細については令和6年12月24日報道発表資料「(株)MC データプラスに対する排除措置命令について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241224nijo.html>



(10) 山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件（令和7年（措）第1号～第2号）（令和7年3月13日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

| 番号 | 違反事業者名     | 本店の所在地                | 代表者            | 排除措置命令 | 課徴金額  |
|----|------------|-----------------------|----------------|--------|-------|
| 1  | (株)アグロジャパン | 新潟市江南区曙町五丁目1番3号       | 代表取締役<br>浅見 毅  | 2件     | 297万円 |
| 2  | 小田島商事(株)   | 岩手県花巻市卸町66番地          | 代表取締役<br>小田島 隆 | 2件     | 270万円 |
| 3  | MP アグロ(株)  | 北海道北広島市大曲工業団地六丁目2番地13 | 代表取締役<br>一柳 吉孝 | —      | —     |
| 合計 |            |                       |                | 4社     | 567万円 |

(注1) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

## イ 違反行為の概要

### (7) 山形県が発注する豚熱ワクチンに係る違反行為

(株)アグロジャパン及び小田島商事(株)の2社並びにMPアグロ(株)の3社（以下「3社」という。）は、遅くとも令和2年9月18日頃以降、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注価格の低落防止を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する  
旨の合意の下に

b (a) 令和2年度に調達される豚熱ワクチンについては、3社のうち小田島商事(株)及びMPアグロ(株)の2社（以下「特定2社」という。）を受注予定者とした上で、特定2社それぞれが各総合支庁（山形県の村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁をいう。以下同じ。）に提示する見積価格を同じ価格として、かつ、(株)アグロジャパンが各総合支庁に提示する見積価格を特定2社よりも高くすることによって、各総合支庁において実施されるくじ引き（予定価格の制限の範囲内で最も低い見積価格を提示した者が複数の場合に、当該者を対象に実施されるもの）において、受注予定者のうちいずれか1社が受注できるようにする

(b) 令和3年度に調達される豚熱ワクチンについては小田島商事(株)を、令和4年度に調達される豚熱ワクチンについては(株)アグロジャパンを、令和5年度に調達される豚熱ワクチンについてはMPアグロ(株)を、それぞれ受注予定者とし、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、山形県が発注する豚熱ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

### (4) 公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンに係る違反行為

3社は、遅くとも令和2年3月27日頃以降、公益社団法人山形県畜産協会が指名競争入札の方法により発注する令和7年（措）第2号排除措置命令書別紙1の表記載の動物用ワクチン（以下「特定動物用ワクチン」という。）について、受注価格の低落防止を図るため

a (a) 品目ごとに受注予定者を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する  
旨の合意の下に

b 品目ごとに、毎年度、入札が実施される3月時点で公益社団法人山形県畜産協会との間で単価契約を締結している者を翌年度における当該品目の受注予定者とするを基本としつつ

(a) 令和2年度及び令和3年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、特定動物用ワクチンの発注見込総額に占める3社それぞれの受注見込額の割合等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、

受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

- (b) 令和4年度及び令和5年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、前年度に山形県が調達した豚熱ワクチンを受注した者の当該受注に係る売上高等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、特定動物用ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

(詳細については令和7年3月13日報道発表資料「山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

[https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250313\\_tohoku\\_daini.html](https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250313_tohoku_daini.html)



- (11) 機械式駐車装置メーカー（注1）らに対する件（令和7年（措）第3号～第4号）  
（令和7年3月24日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

(7) 特定地下式PS設置工事（注2）

| 番号 | 違反事業者名         | 本店の所在地            | 代表者            | 排除措置命令 | 課徴金額     |
|----|----------------|-------------------|----------------|--------|----------|
| 1  | 日精(株)          | 東京都港区西新橋一丁目18番17号 | 代表取締役<br>川畑 淳一 | ○      | 2億6733万円 |
| 2  | 住友重機械搬送システム(株) | 東京都品川区西品川一丁目1番1号  | 代表取締役<br>斎藤 信也 | ○      | 1億9995万円 |
| 3  | フジパスク(株)       | 東京都世田谷区上馬四丁目2番5号  | 代表取締役<br>小林 秀行 | ○      | 298万円    |
| 4  | IHI 運搬機械(株)    | 東京都中央区明石町8番1号     | 代表取締役<br>赤松 真生 | —      | —        |
| 合計 |                |                   |                | 3社     | 4億7026万円 |

## (イ) 特定エレベーター方式 PS 設置工事（注2）

| 番号 | 違反事業者名             | 本店の所在地              | 代表者             | 排除措置命令 | 課徴金額   |
|----|--------------------|---------------------|-----------------|--------|--------|
| 1  | 新明和工業(株)           | 兵庫県宝塚市新明和町1番1号      | 代表取締役<br>五十川 龍之 | ○      | 5587万円 |
| 2  | 日本コンベヤ(株)（注7）      | 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地3 | 代表取締役<br>梶原 浩規  | ○      | —      |
| 3  | エヌエイチパーキングシステムズ(株) |                     |                 | —      | —      |
| 4  | IHI 運搬機械(株)        | 東京都中央区明石町8番1号       | 代表取締役<br>赤松 真生  | —      | —      |
| 合計 |                    |                     |                 | 2社     | 5587万円 |

（注1）「機械式駐車装置メーカー」とは、水平循環方式分離式又はエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置を製造する者をいう。「水平循環方式分離式」とは、複数の搬器を平面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式のうち、搬器が個別に移動する方式をいう。「エレベーター方式パレット型」とは、複数の駐車室を立体的に配置し、搬器（パレットを用いるものに限る。）を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式をいう。

（注2）「特定地下式 PS 設置工事」とは、建設業者（注3）が確認申請図（注4）に基づく見積り合わせの方法により発注する水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。「特定エレベーター方式 PS 設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。

（注3）「建設業者」とは、特定地下式 PS 設置工事又は特定エレベーター方式 PS 設置工事をそれぞれ対象とする各排除措置命令書別表記載の事業者をいう。

（注4）「確認申請図」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく申請の際に、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける各種図書及び書類のうち、機械式駐車装置に係る図面及び当該図面に準ずるもの（当該申請に用いられるものに限られず、実施設計図、詳細設計図などとも呼ばれる機械式駐車装置に係る図面であって、消火設備、配管等の建物に付随する設備関係の配置がおおむね固まっているもの）をいう。

（注5）表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注6）表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

（注7）日本コンベヤ(株)は、平成30年7月1日にエヌエイチパーキングシステムズ(株)を吸収合併した者である。

## イ 違反行為の概要

## (7) 特定地下式 PS 設置工事

日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジパスク(株)（注8）及び IHI 運搬機械(株)の4社は、かねてから、水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、当該工事の供給に関する調整を行ってきたところ、遅くとも平成29年7月13日以降、特定地下式 PS 設置工事について、供給価格の低落防止等を図る

ため

a (a) 日精(株)、住友重機械搬送システム(株)及び IHI 運搬機械(株) (以下「メーカー3社」という。)の中から供給すべき者 (以下「供給予定者」という。)を決定する

(b) 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 建設業者から、確認申請図に基づく特定地下式 PS 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカー (注9) がメーカー3社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とする

(b) i 供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する

ii 住友重機械搬送システム(株)が供給予定者となりフジパスク(株)の下請として特定地下式 PS 設置工事を請け負う予定の場合にあっては、フジパスク(株)が提示する見積価格は、住友重機械搬送システム(株)がフジパスク(株)に提示する価格を踏まえてフジパスク(株)が定め、メーカー3社のうち供給予定者以外の者は、フジパスク(株)から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する

(c) 前記(a)及び(b)について、住友重機械搬送システム(株)は、フジパスク(株)を通じて日精(株)及び IHI 運搬機械(株)と連絡を行う

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

(注8) 機械式駐車装置メーカーの代理店であるフジパスク(株)は、住友重機械搬送システム(株)の代理店として、住友重機械搬送システム(株)が製造した水平循環方式分離式の機械式駐車装置に係る営業活動を行うとともに、当該機械式駐車装置の設置工事を請け負う者であり、建設業者が発注する特定地下式 PS 設置工事を自ら請け負った場合には、住友重機械搬送システム(株)に対し当該工事を下請に出していた。

(注9) 「確認申請図採用メーカー」とは、特定地下式 PS 設置工事又は特定エレベーター方式 PS 設置工事の見積依頼に採用された確認申請図を作成した者をいう。

#### (イ) 特定エレベーター方式 PS 設置工事

新明和工業(株)、IHI 運搬機械(株)及びエヌエイチパーキングシステムズ(株)の3社は、かねてから、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、当該工事の供給に関する調整を行ってきたところ、新明和工業(株)、IHI 運搬機械(株)、エヌエイチパーキングシステムズ(株)及び日本コンベヤ(株)の4社は、遅くとも平成29年6月29日以降 (エヌエイチパーキングシステムズ(株)にあっては平成30年6月30日までの間、日本コンベヤ(株)にあっては同年7月1日以降)、特定エレベーター方式 PS 設置工事について、供給価格の低落防止等を図るため

a (a) 供給予定者を決定する

(b) 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

- b (a) 建設業者から確認申請図に基づく特定エレベーター方式 PS 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とする
- (b) 供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

(詳細については令和7年3月24日報道発表資料「機械式駐車装置メーカーらに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250324\\_daisan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250324_daisan.html)



## 2 確約計画の認定

- (1) Google LLC に対する件（令和6年（認）第3号）（令和6年4月22日 確約計画の認定）

### ア 関係人

| 名称             | 所在地                                                                                          | 代表者       |                     |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| Google LLC（注1） | アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251<br>（本社所在地）アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー、アンフィシアター・パークウェイ1600 | 代表社員      | XXVI ホールディングス・インク   |
|                |                                                                                              | 日本における代表者 | グーグル・テクノロジー・ジャパン(株) |
|                |                                                                                              | 最高経営責任者   | スンダー・ピチャイ           |

（注1）平成29年9月30日の組織変更前はグーグル・インクをいう。

### イ 概要

公正取引委員会は、Google LLC に対し、Google LLC の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

Google LLC は、平成26年11月1日、ヤフー(株)（注2）との間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド及びグーグル（同）を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフー(株)

に対し、モバイル・シンジケーション取引(注3)に必要な検索エンジン及び検索連動型広告(注4)に係る技術の提供を制限することで、ヤフー(株)がモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。

(注2) 同社は、令和5年10月1日にZホールディングス(株)との間で、自社を消滅会社、Zホールディングス(株)を存続会社とする吸収合併をした。当該合併後の存続会社の商号は、「LINE ヤフー(株)」に変更されている。

(注3) 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者分配到する取引をいう。

(注4) 検索クエリ(ユーザーが入力する文字列をいう。)に対し、関連した広告を表示する広告をいう。

(詳細については令和6年4月22日報道発表資料「Google LLC から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422\\_digijyo.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422_digijyo.html)



## (2) 橋本総業(株)に対する件(令和6年(認)第4号)(令和6年12月12日 確約計画の認定)

### ア 関係人

| 名称      | 所在地                | 代表者            |
|---------|--------------------|----------------|
| 橋本総業(株) | 東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号 | 代表取締役<br>阪田 貞一 |

### イ 概要

公正取引委員会は、橋本総業(株)に対し、橋本総業(株)の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

橋本総業(株)は、遅くとも平成29年7月以降、物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者(以下「本件物流事業者」という。)に対して、次の行為を行っている。

- (7) 一部の本件物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から
  - a 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。
  - b 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じてい

る。

- (イ) 一部の本件物流事業者との間で、あらかじめ、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働（注1）を要するような長時間の本件運送業務について、当該物流事業者に支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の本件運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。
- (ロ) 一部の本件物流事業者との間で、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する本件運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の本件運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の本件運送業務を無償で行わせている。
- (ハ) 一部の本件物流事業者に対し、委託内容に含まれていない本件運送業務に係る特定の附帯作業（注2）について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者に無償で行わせている。

（注1）「法定時間外労働」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第2項に規定する1日当たりの労働時間を超える労働をいう。

（注2）「附帯作業」とは、本件物流事業者が、①橋本総業㈱の配送センターにおいて保管場所から運送する物品を取り出す作業、②当該物品を本件物流事業者の車両に積み込む作業、③橋本総業㈱の取引先の事業所等において当該物品を当該車両から取り卸す作業及び④橋本総業㈱の取引先から返品されることとなった物品を回収する作業をいう。

（詳細については令和6年12月12日報道発表資料「橋本総業㈱から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241212dai2.html>



- (3) シスメックス㈱に対する件（令和7年（認）第1号）（令和7年2月13日 確約計画の認定）

ア 関係人

| 名称      | 所在地                | 代表者           |
|---------|--------------------|---------------|
| シスメックス㈱ | 神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番1号 | 代表取締役<br>浅野 薫 |

## イ 概要

公正取引委員会は、シスメックス㈱に対し、シスメックス㈱の次の行為が独占禁止法第19条（不公正な取引方法第10項（抱き合わせ販売等））の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

シスメックス㈱は、遅くとも令和元年8月頃以降、令和6年7月頃までの間、特定血液凝固測定装置（注1）により「Dダイマー」（注2）（注4）又は「FDP」（注3）（注4）を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、特定血液凝固測定装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させるものとするを基本方針として定めて、病院等（注5）に対して、特定血液凝固測定装置を供給するに当たり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。

（注1）シスメックス㈱が、平成30年12月から製造販売するプロダクト名にCNが付く「CNシリーズ」と称する血液凝固測定装置をいう。

（注2）Dダイマーは、血栓の主成分であるフィブリンとその原料（フィブリノゲン）を分解したフィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）の中でも、フィブリンから分解された最終分解産物の1つである。検出される値が低い場合に、血栓が無いことの指標として使用する。

（注3）FDPは、血栓の主成分であるフィブリンとその原料（フィブリノゲン）を分解したフィブリン・フィブリノゲン分解産物である。血栓の分解が促進されると、検出される値が上昇する。

（注4）Dダイマー及びFDPは、事故等により血管が破れ、出血した際、血管の破れを塞ぐ血栓が形成され、血管の修復がなされた後、血栓が溶解する過程で生成される物質である。これらの物質の測定結果は、各種の血栓症、動脈瘤、心筋梗塞、脳梗塞等の診断に用いられる。

（注5）「病院等」とは、血液凝固測定を行う国内の病院、診療所、衛生検査所及び検診センターをいう。

（詳細については令和7年2月13日報道発表資料「シスメックス㈱から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250213dai4.html>



### 3 第三者からの情報・意見募集

#### (1) アマゾンジャパン（同）による独占禁止法違反被疑行為に関する出品者からの情報・意見の募集について（令和6年11月27日）

##### ア 概要

公正取引委員会は、アマゾンジャパン（同）による独占禁止法違反被疑行為について、審査を開始し、また、出品者からの情報・意見を受け付けることを公表した。

##### イ 違反被疑行為の概要

アマゾンジャパン（同）は、自社が運営する EC モール「Amazon.co.jp」の商品販売ページに、「おすすめ出品」の対象となる商品を掲載する表示スペース（「カートボックス」や「buy box」などと呼ばれることがある。）を設けているところ、同サイトにおける出品者に対し、出品する商品の当該スペースへの掲載に関連し、

(7) 当該商品の販売価格を「競争力のある価格」等（「参考価格」と呼ばれることがある。）と称する価格とさせる

(4) 「フルフィルメント by Amazon」（「FBA」と呼ばれることがある。）と称するサービスを利用させる

ことにより、出品者の事業活動を制限している疑いがある。

（詳細については「アマゾンジャパン（同）による独占禁止法違反被疑行為に関する出品者からの情報・意見の募集について」を参照のこと。）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/1204.html>



## 第3 その他の事件処理

### 1 警告

令和6年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第7表 令和6年度警告事件一覧表

| 一連<br>番号 | 件 名        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 公表年月日    |
|----------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1        | 日清食品㈱に対する件 | <p>(1) 日清食品㈱は、自ら製造販売する即席麺に関して、かねてから小売業者（注1）が販売する定番売価（注2）及び特売売価（注3）の基準（以下「基準価格」という。）を設定していたところ、令和4年6月及び令和5年6月の取引先卸売業者に対する出荷価格の引上げに向けて、それぞれ基準価格の改定を行った。</p> <p>(2) 日清食品㈱は、本件5商品（注4）について、前記(1)の改定後の基準価格を基に定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で（以下、当該設定した価格を総称して「提示価格」という。）、小売業者に提示価格を遵守させるという方針の下、令和4年2月及び令和5年2月以降、小売業者に対して、自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。</p> <p>ア 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えたり、又は、要請を受け入れるまでは特売の条件を出せない（注5）旨を示唆したりするなどして、提示価格まで定番売価を引き上げを要請することにより、前記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。</p> <p>イ 特売時において、提示価格で販売することを前提に特売の条件を出すようにするなどして、提示価格まで特売売価を引き上げを要請することにより、前記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。</p> <p>（注1）「小売業者」とは、日清食品㈱が製造販売する即席麺を販売している小売業者のうち、コンビニエンスストアを除く者をいう。</p> <p>（注2）「定番売価」とは、小売業者が特売を行わない期間である「通常時」に設定する小売売価をいう。</p> <p>（注3）「特売売価」とは、小売業者が特売を行う期間である「特売時」に設定する小売売価をいう。</p> <p>（注4）「本件5商品」とは、日清食品㈱が製造販売する即席麺のうち、「カップヌードル」、「カップヌードルシーフードヌードル」、「カップヌードルカレー」、「日清のどん兵衛きつねうどん」及び「日清焼そば U. F. O.」のブランドが付されたものであってレギュラーサイズのものをいう。</p> <p>（注5）「特売の条件を出す」とは、小売業者が特売を行う際、卸売業者から小売業者に対して販売する価格を一時的に引き下げ、その引下げ分を日清食品㈱が負担することをいう。</p> <p>（詳細については令和6年8月22日報道発表資料「日清食品㈱に対する警告について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/aug/240822_kinki_shina.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/aug/240822_kinki_shina.html</a></p>  | 6. 8. 22 |

| 一連<br>番号 | 件 名                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 公表年月日    |
|----------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 2        | 日本プロフェッショナル野球組織に対する件 | <p>日本プロフェッショナル野球組織（以下「プロ野球組織」）について、以下の事実が認められた。</p> <p>(1) プロ野球組織は、構成員である球団に対し、選手契約交渉の選手代理人とする者について、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定による弁護士とした上で、各球団に所属する選手が、既に他の選手の選手代理人となっている者を選任することを認めないようにさせていた。</p> <p>(2) プロ野球組織は、令和6年9月2日、前記(1)の行為を取りやめる旨を決定（注）した。</p> <p>（注）公正取引委員会が令和6年8月から審査を開始し、前記(1)の独占禁止法違反被疑事実について問題点を指摘し、早期の取りやめの検討を求めたことを受けて行われたものである。</p> <p>（詳細については令和6年9月19日報道発表資料「日本プロフェッショナル野球組織に対する警告について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/sep/240919_4jyou.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/sep/240919_4jyou.html</a></p>  | 6. 9. 19 |
| 3        | 永山石油㈱及びエッカ石油㈱に対する件   | <p>永山石油㈱及びエッカ石油㈱の2社は、それぞれ、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村に所在する給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。</p> <p>（詳細については令和6年11月7日報道発表資料「沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/20241107241107_kanshi_okinawa1.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/20241107241107_kanshi_okinawa1.html</a></p>                                                                                         | 6. 11. 7 |

| 一連<br>番号 | 件 名          | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 公表年月日     |
|----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4        | (株)イトーキに対する件 | <p>(株)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務（以下「本件運送業務」という。）を委託する物流事業者（以下「本件物流事業者」という。）（注1）に対して、</p> <p>(1) 時間外費（注2）の対象を納品場所での業務に要した時間に<br/>限ることにより、納品場所以外での業務</p> <p>(2) 本件運送業務に係る特定の附帯業務（注3）<br/>を無償で行わせている疑いがある。</p> <p>（注1）物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者をいう。</p> <p>（注2）基礎作業時間を超えて行われた業務に支払われる加算額をいう。</p> <p>（注3）本件物流事業者が、オフィス家具を車両に積み込む業務及びオフィス家具の梱包材等の残材を引き渡す業務をいう。</p> <p>（詳細については令和6年11月28日報道発表資料「(株)イトーキに対する警告について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241128_kannkijo.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241128_kannkijo.html</a></p>                               | 6. 11. 28 |
| 5        | (株)ダイゼンに対する件 | <p>(株)ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、自社に継続して商品を納入する取引をしている事業者（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた事実が認められた。</p> <p>(1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。</p> <p>(2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。</p> <p>（詳細については令和6年12月13日報道発表資料「(株)ダイゼンに対する警告について」を参照のこと。）</p> <p><a href="https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241213_hokkaido_shinsa.html">https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241213_hokkaido_shinsa.html</a></p>  | 6. 12. 13 |

| 一連<br>番号 | 件 名          | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 公表年月日  |
|----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 6        | ㈱アトレに対する件    | <p>㈱アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。</p> <p>(詳細については令和7年3月5日報道発表資料「㈱アトレに対する警告について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250305_kankijo.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250305_kankijo.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7.3.5  |
| 7        | ㈱九州シジシーに対する件 | <p>㈱九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、CGC 商品（注1）の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等（注2）（以下「取引先小売業者」という。）に対して、下限売価（注3）を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。</p> <p>(注1)「CGC 商品」とは、㈱九州シジシー等が製造事業者に製造委託するなどし、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品をいう。</p> <p>(注2)「九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等」とは、CGC グループの加盟事業者のうち、九州地区及び沖縄県に所在する者をいう。</p> <p>(注3)「下限売価」とは、取引先小売業者が CGC 商品を小売販売する際の下限の価格をいう。</p> <p>(詳細については令和7年3月18日報道発表資料「㈱九州シジシーに対する警告について」を参照のこと。)</p> <p><a href="https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250318_kyusyu_daigo_okinawa.html">https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250318_kyusyu_daigo okinawa.html</a></p>  | 7.3.18 |

## 第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占

禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和6年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。